

介護保険施設利用の際の
食費・居住費を減額する制度です。

京都市

負担限度額認定証について

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・居住費はご本人による負担が原則ですが、条件に該当する方については、申請に基づきそれらの費用の負担軽減を行っています。

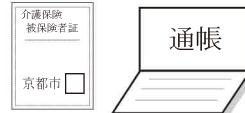
負担の軽減を希望される方は、必要書類を添えてお住まいの区役所・支所に申請をしていただき（郵送申請も可）、条件に該当した方に交付される「負担限度額認定証」を利用施設に提示する必要があります。

○ 認定のための条件

- ① 世帯全員（世帯を別にする配偶者を含む）が市町村民税非課税であること
- ② 預貯金等の資産が利用者負担段階毎に設定された基準以下であること

○ 申請に必要な持ち物

- ・ 介護保険負担限度額認定申請書
- ・ 介護保険被保険者証
- ・ 個人番号カード等のマイナンバーの確認ができるもの
- ・ 資産の状況が確認できる書類（※）裏面参照



※ 預貯金通帳や有価証券及び投資信託等の残高が確認できるもの。ご夫婦の場合は配偶者の方の分も必要です。複数お持ちの場合は全てご用意ください。

（原則として、申請日から直近2か月までの期間に記帳したものが必要です。）

☆ 郵送申請をする場合には、①介護保険負担限度額認定申請書に必要事項を記入し、②裏面で預貯金等に関する申告をしたものの内容が分かる部分の写し（通帳の場合は、銀行名・支店名・名義人がわかる部分と普通・定期・貯蓄等の直近2か月までの期間に記帳したページ（定期・貯蓄などのご利用がない場合でも「無い」という確認のため通帳の該当のページ））をお住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当宛てに送付してください。

◎ 別紙の区役所・支所の一覧に住所を記載しています。お住まいの区の区役所・支所の宛名を切り取って使用していただけます。

○ 注意点

- ・ 申請書を受け付けた後に審査を行い、後日結果を郵送します。
- ・ 有効期限は原則として7月末までとなります。翌年度に引き続きご利用いただくためには再度申請が必要となります。
- ・ 配偶者の1月1日現在の住所が京都市以外で、申請書に配偶者のマイナンバーの記載がない場合は、配偶者の市町村民税非課税の証明書の添付が必要です。
- ・ 生活保護受給中の方につきましては、生活保護の受給判定において必要な内容について既に審査されているため、資産確認書類は不要です。

ご不明な点がありましたら、京都市介護認定給付事務センター（075-708-7711）まで、お問い合わせください。

裏面もご覧ください。

○ 申告の対象となる資産について

申告の対象となる資産の種類	添付が必要な確認書類の例
預貯金（普通・定期・貯蓄）	通帳や証書の写し（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
現金	なし（申請書に金額を記入）
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書など
※資産の合計から差し引いて計算します	
生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財などの資産は対象外です。	

○ 利用者負担段階の基準と負担限度額（令和6年8月以降）

水道、光熱費の高騰を踏まえ、在宅生活者との均衡を図る観点から、令和6年8月以降、居住費の負担限度額が引き上げられます（60円／日）。

利用者負担段階	以下の一～三の段階には、次の両方の基準を満たしている必要があります。 <ul style="list-style-type: none">・ 世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市民税非課税・ 預貯金等の資産要件が基準以下	食費の 日額 上段：ショ ートステイ 下段：施設	居住費の日額				預貯金等の 資産要件の 基準	
			ユニット型		従来型 個室	多床室		
			個室	個室的 多床室				
1段階	老齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方など	300円 300円	880円	550円	特養等 380円 老健・医療院等 550円	0円	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下 ※生活保護を受給されている方を除く	
2段階	その他の合計所得金額（※）と課税年金収入額と 非課税年金収入額の合計が80万円以下 の方など	600円 390円	880円	550円	特養等 480円 老健・医療院等 550円	430円	単身： 650万円以下 夫婦：1,650万円以下	
3段階①	その他の合計所得金額（※）と課税年金収入額と 非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下 の方など	1,000円 650円	1,370円	1,370円	特養等 880円 老健・医療院等 1,370円	430円	単身： 550万円以下 夫婦：1,550万円以下	
3段階②	第1段階～第3段階①に該当されない方など	1,300円 1,360円	1,370円	1,370円	特養等 880円 老健・医療院等 1,370円	430円	単身： 500万円以下 夫婦：1,500万円以下	
上記の条件に該当しない方（基準費用額） ※ 実際の費用は施設との契約により異なる場合があります。		1,445円 1,445円	2,066円	1,728円	特養等 1,231円 老健・医療院等 1,728円	915円 437円		

※その他の合計所得金額…合計所得金額から年金所得等を控除した額

注) 2号被保険者（40歳以上65歳未満）の方は、利用者負担段階に関わらず、単身世帯で1,000万円以下、夫婦世帯で2,000万円以下が預貯金等の資産要件の基準となります。

表面もご覧ください。